

審 議 経 過

開 会	(第 1 3 0 回 建築審査会の開催を宣言)
事 務 局	(本日の審査会は 6 名の委員の出席があり、会議は成立することを報告)
議 長	本日の議題は、「議案」といたしまして、「敷地等と道路との関係に係る許可について」が 2 件、「敷地等と道路との関係に係る許可における包括同意の報告」が 3 0 件、を予定されております。 まずは、議案第 1 号について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 1 号の説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
委 員	申請地が法 4 2 条 1 項 5 号道路に接道していないのはなぜですか。
事 務 局	道路築造時の位置指定道路図で道路の延長は 3 5 m となっていますが、現地の形態は 3 7 . 4 m の延長だったため、奥の 2 . 4 m は道路ではないと判断しました。
委 員	今回申請地は後退を許可条件としないのですか。
事 務 局	通常道・空地の突き当たりの敷地の場合、突き当たりから 2 m の後退を許可条件とします。しかし本路線については今回申請地のみ法 4 3 条許可をとることとなるため、突き当たり方向の後退は不要としました。
委 員	この路線沿いの他の建築物の建て替え状況はどうなっていますか。
事 務 局	建て替えが行われた履歴はありません。なお、他の敷地については建築基準法上の道路に接道しているため、法 43 条 2 項 2 号許可は不要です。
議 長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、議案第 1 号について、同意してよろしいですか。
委 員	「同意」
議 長	続いて、議案第 2 号について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	(議案第 2 号の説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
委 員	今回の申請地で後退しているのは西側の路線のみですが、どのような場合、両方の路線に後退を求めますか。
事 務 局	原則、二つの道・空地に接している場合は両方後退する必要があります。今回の場合、北側の路線のみに接している他の敷地は無く、また幅員が1.5mと狭いことから、西側の路線のみ後退を求めました。
委 員	計画地北東の敷地前面は道・空地部分の後退を行っているが、理由は分かりますか。
事 務 局	該当地は平成15年に保育園が建築されており、その際に任意で後退していると思われます。
議 長	他に質問はありませんか。無いようでしたら、議案第 2 号について、同意してよろしいですか。
委 員	「同意」
議 長	続いて、令和 5 年度報告第 2 5 号及び令和 6 年度報告第 1 号～第 2 9 号について、事務局より報告をお願いします。
委 員	(令和 5 年度報告第 2 5 号及び令和 6 年度報告第 1 号～第 2 9 号について説明)
議 長	説明は終わりましたが、何かご質問はございませんか。
議 長	質問が無いようでしたら、令和 5 年度報告第 2 5 号及び令和 6 年度報告第 1 号～第 2 9 号について、了承してよろしいでしょうか。
委 員	「了承」
議 長	本日の報告について全て終了しましたが、その他として何か、事務局でありますでしょうか。
事 務 局	(事務連絡)
議 長	本日の議事録署名委員は、私と富田委員にお願いいたします。それ

では、本日の審査会をこれで終了いたします。

(閉会 午後３時１０分)